

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,628千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	7,295千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,830千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	10,093千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	10,032千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	4,152千円	小規模A型	10,347千円
小規模B型	10,719千円	小規模B型	16,914千円
小規模C型	17,790千円	小規模C型	23,985千円
中規模型	24,050千円	中規模型	36,441千円
大規模型	44,636千円	大規模型	69,418千円
上乗せ配置単価	2,718千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 6,426千円（1人当たり） 非常勤職員 2,718千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,543千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）